表第六号並びに同項第三号イの表第六十号及び第六十三号」を「第三条第一項第一号イの表第五号並びに同項第三号イの表第五十六号及び第五十八号」に改め、同号を同表第五十二号とし、同表第五十四号中「平成十九年度の」を「平成二十年度の」に、「十四・七パーセント」を「十三・五パーセント」に、「平成十八年度」を「平成十九年度」に、「九十二・六パーセント」を「九十四・七パーセント」に、「〇・四六」を「〇・五〇」に改め、同号の表中「平成十九年度末」を「平成二十年度末」に改め、同号を同表第五十三号とし、同表第五十五号を同表第五十四号とし、同表五十六号上欄中「及び無利子長期貸付」を「、無利子長期貸付及び債務引受け」に改め、同号下欄中「二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円」を「五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円」に改め、同号算式及び算式の符号を次のように改める。

（A＋B＋C）×0.5

算式の符号

A　分収林特別措置法第九条第二号に規定する森林整備法人（以下単に「森林整備法人」という。）の長期借入金に係る利子補給額又は森林整備法人の長期借入金に係る支払利子額に、森林整備法人が締結する同法第二条第三項に規定する分収林契約における造林等面積に対する長伐期施業、複層林施業等を推進する面積の割合（以下「長伐期施業等推進面積割合」という。）を乗じて得た額のうちいずれか少ない額

B　当該年度末現在における森林整備法人に対する無利子長期貸付金残高の見込額に、当該森林整備法人が金融機関から長期借入金をしたとした場合における当該長期借入金の利率及び当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

C　平成21年3月31日までに、森林整備法人の長期借入金に係る債務（道府県が損失補償を行っていたものに限る。）を引き受けた場合における当該債務（道府県が引き受けた債務に限る。）に係る支払利子額に、当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

第二条第一項第一号の表第五十六号を同表第五十五号とし、同表第五十七号を同表第五十六号とし、同表第五十八号中「機関」の下に「（以下この号において「公的医療機関等」という。）」を「とする。）の下に「及び医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した後に、当該道府県において特に充実する必要がある診療科として当該道府県が指定する診療科（以下この号において「特定診療科」という。）に係る専門的研修を受けている医師に対して、研修修了後の一定期間を公的医療機関等の特定診療科において医師として勤務することを条件として当該道府県が支給した研修資金又は貸し付けた貸付金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三（当該道府県の区域内における医師の確保が特に必要であると総務大臣が認めた道府県にあつては〇・五）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）との合算額」を加え、同号を同表第五十七号とし、同表第五十九号を同表第五十八号とする。

第二条第一項第二号ニ中「当該年度の六月分に係るもの及び」及び「の合算額」を削る。

第三条第一項第一号イの表第一号上欄中「地方財政再建促進特別措置法を準用して財政再建を行う市町村」を「財政再建市町村」に改め、同号下欄中「地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）第二十二条第二項の規定に基づき財政の再建に関し同法の規定を準用する」を「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）附則第四条に基づきなお従前の例によることとされた財政再建計画に係る」に改め、「同法」の下に「附則第三条による廃止前の地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）」を加え、同表第三号中「一七五、〇〇〇円」を「一二〇、〇〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三一、〇〇〇円」に改め、同表第五号を削り、同表第六号を同表第五号とし、同表第七号一中「平成二十年六月三十日付け総務省大臣官房企画課第二百七十号通知」を「平成二十一年七月一日付け総務省地域力創造グループ地域自立応援課第八十六号通知」に改め、同号二中「平成16年度から平成18年度」を「平成17年度から平成19年度」に改め、同号を同表第六号とする。

第三条第一項第二号の表第一号三中「、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業、産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業、特定地域開発就労事業」を削り、同号三の表中「産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業、産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業、特定地域開発就労事業及び」を削り、同表第三号中「第三十九条」を「第四十条」に改め、同表第五号中「〇・〇八四」を「〇・〇八六」に改め、同表第六号中「88円」を「87円」に、「1,889円」を「1,896円」に改める。

第三条第一項第三号イ中「第十三号から第二十号まで、第二十六号から第二十九号まで、第三十三号、第四十一号、第四十八号、第五十八号及び第六十九号」を「第十二号から第十六号まで、第二十二号から第二十五号まで、第二十九号、第三十七号、第四十四号、第五十四号、第六十四号及び第六十八号から第七十号まで」に改め、同号イの表第一号中「1,140円79銭」を「1,209円66銭」に改め、同表第二号を削り、同表第三号の表中「二六、六一〇、〇〇〇円」を「二八、七二〇、〇〇〇円」に、「三九、九一〇、〇〇〇円」を「四二、〇八〇、〇〇〇円」に、「四、九九〇、〇〇〇円」を「五、三一〇、八〇、〇〇〇円」を「九、五七〇、〇〇〇円」に、「一九、九六〇、〇〇〇円」を「二一、五四〇、〇〇〇円」を「一四、三六〇、〇〇〇円」を「一〇、七七〇、〇〇〇円」に、「七、九八〇、〇〇〇円」を「八、六二〇、〇〇〇円」に、「六、六五〇、〇〇〇円」を「七、一八〇、〇〇〇円」に、「一、六六〇、〇〇〇円」を「一、七九〇、〇〇〇円」に、「一、一五〇、〇〇〇円」を「一、三五〇、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇、〇〇〇円」を「一、〇八〇、〇〇〇円」に、「九、九八〇、〇〇〇円」を「一〇、七七〇、〇〇〇円」に、「四、九九〇、〇〇〇円」を「五、三九〇、〇〇〇円」に、「三、九九〇、〇〇〇円」を「四、三一〇、〇〇〇円」に改め、同号を同表第二号とし、同表第四号から同表第六号までを一号ずつ繰り上げ、同表第七号中「五九、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改め、同号を同表第六号とし、同表第八号中「一〇七、〇〇〇円」を「一〇五、〇〇〇円」に、「九三、〇〇〇円」を「一〇四、〇〇〇円」に改め、同号を同表第七号とし、同表第九号中「二、七〇二、〇〇〇円」を「二、七七三、〇〇〇円」に、「二、八三七、〇〇〇円」を「二、九一二、〇〇〇円」に改め、同号を同表第八号とし、同表第十号から同表第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十三号二のロを次のように改める。

ロ　地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二十二条第一項に規定する資金不足比率が同法第二十三条第一項に規定する経営健全化基準以上である事業

第三条第一項第三号イの表第十三号を同表第十二号とし、同表第十四号中「174円」を「172円」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十五号を削り、同表第十六号を同表第十四号とし、同表第十七号中「組合の経営する病院」の下に「又は道府県及び市町村が設立する公営企業型地方独立行政法人が経営する病院にあつて」を加え、「この場合において、同号の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。」を削り、同号の表を削り、同号を同表第十五号とし、同表第十八号及び第十九号を削り、同表第二十号中「前条第一項第一号の表第十八号」を「前条第一項第一号の表第十七号」に改め、同号を同表第十六号とし、同表第二十一号から同表第二十四号までを四号ずつ繰り上げ、同表第二十五号中「前条第一項第一号の表第二十二号」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第二十六号一中「一六二円」を「一七七円」に、「一四八円」を「一五七円」に、「148円」を「157円」に改め、「繰り入れた額」の下に「のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額」を加え、同号二中「繰り入れた額」の下に「のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額」を加え、